

# 物療校友会会則（新）

2019年6月1日制定

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は物療校友会と称する。

（目的）

第2条 本会は学校法人物療学園(以下「物療学園」という)の隆盛と会員相互の親睦を図り、もって医療社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は目的を達成するため、以下に掲げる事業を行う。

- (1) 物療学園の行事及び事業への協力
- (2) 学生の就職活動への協力
- (3) 会員の親睦
- (4) 卒後教育及び研究活動
- (5) その他本会の目的達成のための事業

（事務所）

第4条 本会の事務所は物療学園内に置く。

（組織）

第5条 本会はその目的達成のため役員会の議決を経て必要な組織を設ける。

（部会）

第6条 本会は放射線部会、理学療法部会、作業療法部会を設ける。

（地方組織）

第7条 本会に地方組織を設けることができる。

## 第2章 会員

（会員）

第8条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- ア 名誉会員

イ 顧問

ウ 相談役

(3) 学生会員

- 2 正会員は物療学園がその沿革において、昭和8年私立物療学院開校以降に設置した学校を卒業した者とする。
- 3 名誉会員は役員会の推薦を経て、総会の承認を得た者とする。
- 4 顧問並びに相談役は会長が委託し、必要に応じて会長の諮問に応じるものとし、その任期は会長在任期間と同一とする。
- 5 顧問並びに相談役は、役員会に出席することができる。
- 6 大阪物療大学に在学する者は、学生会員となることができる。
- 7 学生会員は本会の役員業務を免除される。
- 8 学生会員は大阪物療大学を卒業する際に、手続きなく正会員に移行する。
- 9 大阪物療専門学校学友会会員であった者は、本会への入会手続きを経て会員となる。
- 10 会員は入会金及び年会費を納めなければならない。入会金および年会費に関しては細則にて定める。

(入会等)

第9条 本会の掲げる目的に賛同した者が入会届を提出し、会長の承認を得ることにより入会とする。

- 2 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 任意退会したとき。
  - (2) 2019年3月31日より遡り、連続して5年以上の期間会費を滞納しているとき。
  - (3) 2019年度以降の会費納入において、各年度の前年度3月末迄に連続して2年以上の期間会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。
- 3 会員が前項各号の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い義務を免れる。
- 4 本会は、会員がその資格を喪失した場合において、既納の入会金及び年会費並びにその他の供出金品は、これを返還しない。
- 5 第3項により喪失する権利は、総会等での選挙権、及び総会案内を含めた各種書類の発送、並びに本会主催の事業における会員特約の権利等とする。
- 6 第2項各号に該当し、その資格を喪失した者は、会員資格の復帰のための書類を提出し、復帰年度の年会費納入を確認することにより、会員資格を復帰できる。ただし、資格復帰登録日は年会費の納入日から1カ月後とする。

(退会等)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、第9条第2項第1号における退会をしたものとする。

- (1) 本人より退会届が会長に提出されたとき
- (2) 会員が死亡し又は失踪宣告を受けたとき

2 第2条に掲げる目的に著しく反する行為等があった場合は、役員会の議決を経て除名することができる。

(解散)

第11条 本会は次の各号のいずれかに該当する場合は解散できる。

- (1) 会員より解散案が提示され、総会の決議（会員の有権者の2分の1の賛成）があるとき
- (2) 会員数が維持できないとき
- (3) 合併するとき（合併により本会が消滅する場合）
- (4) 次年度の活動費が維持できず破産したとき、且つ活動できる役員がいないとき

### 第3章 役員

(役員の種類)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 10名以内
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 会長・副会長及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は他の役員を兼任できない。

(理事)

第14条 理事は役員会において正会員より選任し、会長が委嘱する。

(会計)

第15条 会計は会長が委嘱する。

(役員職務)

第16条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が会務を遂行出来ない場合はその職務を代行する。
- 3 会計は本会の会計事務を執行する。
- 4 理事は会務を執行する。
- 5 監事は本会の会計を監査し、監査結果を総会に報告する。

(任期)

第 17 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 4 章 総会・役員会

(総会)

第 18 条 本会の総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は毎年 1 回開催する。
- 3 臨時総会は役員 2 分の 1 以上の請求があった場合、又は会長が必要と認めた場合に開催する。
- 4 総会は前年度 3 月末の段階で権利を有する会員総数の 20 分の 1 以上の出席がなければ、開催することができない。但し、委任状を提出した者は出席とみなす。
- 5 総会の議長は総会出席者の中から選任する。
- 6 定期総会には次の事項を提出し、承認を得なければならない。
  - (1) 事業報告及び収支決算
  - (2) 事業計画案及び収支予算案
  - (3) 監査報告
  - (4) 役員選任（任期満了時及び欠員時）
- 7 総会の議決は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(役員会)

第 19 条 役員会は本会の役員をもって構成する。

- 2 役員会は必要の都度、会長が開催する。
- 3 役員会の議長は会長が行う。
- 4 役員会は会務運営に必要とする重要事項を審議し、議決は出席役員過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。

## 第 5 章 会計

(会計)

第 20 条 本会の会計は入会金及び年会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(入会金・年会費)

第 22 条 本会の入会金及び年会費は細則で定める。

- 2 入会初年度は正会員・学生会員とも、入会金及び年会費 1 年分を納入するものとする。
- 3 2018 年度までに永年会費を支払った者も 2020 年度以降は年会費を納めるものとする。
- 4 第 2 項の場合、学生会員は正会員となるまで毎年の年会費納入を要する。年会費 4 年分を一括納入することは差し支えない。
- 5 年会費は毎年 12 月末日までに納入しなければならない。
- 6 納入された入会金および年会費は、基本的に如何なる理由があっても返金しない。

## 第 6 章 雑則

(細則)

第 23 条 この会則の実施について必要な事項は、細則で定める。

## 第 7 章 付則

(改正)

第 24 条 本会の会則は総会出席者の 2 分の 1 以上の同意がなければ改正できない。

(付則)

本会則は、2004 年 6 月 25 日より施行する。

- 2 一部改正 2010 年 4 月 22 日 (第 5 条)
- 3 一部改正 2011 年 4 月 30 日 (第 5 条)
- 4 一部改正 2013 年 4 月 1 日 (第 3 条～第 5 条、第 8 条～第 13 条、第 15 条～第 18 条、第 20 条～第 23 条、第 26 条、第 28 条～第 29 条、第 32 条、第 34 条)
- 5 一部改正 2015 年 4 月 1 日 (第 4 条)
- 6 本会則は 2019 年 4 月 1 日から一部改正施行する。(第 8 条～第 11 条、第 27 条、第 32 条)

物療校友会細則

2019 年 6 月 1 日

(会費)

第1条 本会の入会金は10,000円、年会費は2,000円とする。

(組織)

第2条 本会はその目的達成のため、次の組織を設ける。

- (1) 事業部
- (2) 学術部
- (3) 広報部
- (4) 庶務部

2 各部の会務運営に必要な場合は部員をおくことができる。

3 第2項の部員は若干名とし会長が委嘱する。

(選挙管理委員会)

第3条 本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、役員改選期の6ヵ月前に始まり、改選総会終了迄とする。

3 選挙管理委員会の委員は5名以内とし、役員会が選任する。

4 役員選任の方法は選挙管理委員会に一任する。

5 役員は立候補することができる。

(表彰委員会)

第4条 本会に表彰委員会を置く。

2 表彰委員会は、本会に著しく貢献のあった者又は名誉を高めた者、及び学術貢献に功績のあった者を選び役員会に推薦する。

3 本会は表彰委員会から推薦のあった者に対し役員会の承認を経て表彰することができる。

4 表彰委員会の委員は、役員会で選任する。任期は2年とする。

5 表彰は、表彰状に副賞を添えて行う。

(改正)

第5条 細則の改正については役員会で決議し、総会で報告しなければならない。

(付則)

本細則は、2004年6月25日より施行する。

2 本細則は、2014年4月1日から一部改正施行する。

3 本細則は、2019年6月1日より一部改正施行する。(第1、2条、第4条、第8条)